

## 第二回山梨コンテスト規約

コンテスト名称：第二回山梨コンテスト

コンテスト開催者：JARL 山梨県支部

実施日時：6月10日 日曜日 10:00-12:00JST

参加資格：日本国内の全てのアマチュア局

使用周波数・モード：

【A部門】 7/21/28/50MHz 電信・電話

【B部門】 144/430/1200MHz 電信・電話 JARL コンテスト周波数を使用する。

部門：

・県内(山梨県内で運用する局)

(Y-1) A部門 個人局 (Y-2) A部門 ニューカマー局

(Y-3) B部門 個人局 (Y-4) B部門 ニューカマー局

・県外(山梨県外で運用する局)

(0-1) A部門 個人局 (0-2) A部門 ニューカマー局

(0-3) B部門 個人局 (0-4) B部門 ニューカマー局

\*各部門とも電波形式によって異なる部門とはしない。

\*使用電力は各局に免許された範囲で運用する。

\*ニューカマーは、初めて局を開設した個人局であって、局免許年月日が開催日の3年前の同日以降に免許された局とする。

交信方法：

・呼出

電話 CQ 山梨 コンテスト 電信 CQ YN TEST

・コンテストナンバー交換

次のナンバーを交換する。

山梨県内局 RS(T)+自局の運用場所を示す別表の市郡ナンバー

山梨県外局 RS(T)+自局の運用場所を示す別表の都道府県ナンバー

得点：

山梨県内局との電話での完全な交信を 3点 電信では4点

山梨県外局との電話での完全な交信を 1点 電信は2点

\*同一局と同一バンド同一モードでの交信は認めないが、モードが異なれば交信可能。

同一局と電信・電話とも交信した場合には電信での得点を有効とする。

\*山梨県外局同志の交信も有効とする。但し、必ず山梨県内局との交信を一局以上含むこと。

マルチプライヤー：

各バンドで交信した異なる都道府県数と山梨県内市郡数の和

総得点：各バンドにおける得点の和 x 各バンドで得たマルチプライヤーの和

禁止事項：

クロスバンドによる交信  
コンテスト中の運用地点の変更  
同一バンド内における2波以上の同時発射  
マルチオペレーターあるいはマルチ TX での参加  
レピータや VoIP 等による交信  
ゲストオペレーターによる運用

失格事項：

下記の 1) 2) に該当する局は失格とする。失格となった局はコールサインおよび失格の理由を発表する。また、失格の日から5年間は山梨コンテストへの参加を認めない。

- 1) 同一バンド同一モードにおいて、重複交信がログに記載されている交信数の2%を超え、その交信を得点としている場合。
- 2) ログに記載されている内容について明らかに虚偽の記載が認められた場合。

表彰：

下記の入賞局に賞状を送る。  
各部門の総得点順に書類提出局の20%以内で、かつ最大3位まで。  
5局未満の場合は1位のみ。

この他コンテストドナーより別途副賞を贈る。

書類提出：

JARL 制定のサマリー・ログを使用し部門別に所定の事項を記入、ログはバンド毎分けて記載して電子メールあるいは郵送で提出する。なお、電子メールでの提出を推奨する。ニューカマー局は局免年月日をサマリー意見欄に明記すること。

同一局の複数部門での書類提出は認めない。

なお、入賞対象局には、重複する交信およびマルチプレイヤーの確認資料（チェックリスト）、交信または受信時に記入したログ（オリジナルログ）、送信機の名称、測定出力など運用時のデータ、免許関係書類等の提出を求めることがある。

提出先：〒407-0024 山梨県韮崎市本町1-5-26 千野方

YSRCM コンテストクラブ事務局

yn\_test2007@jd.ws14.arena.ne.jp

書類提出締切り：6月末日消印有効

発表：2007年JN秋号、JARL山梨県支部HPほか

なお、コンテスト運営上必要な事項はJARL山梨支部で協議決定する。

【都道府県並びに山梨県内市郡ナンバー表】

北海道 01 青 森 02 岩 手 03 秋 田 04 山 形 05  
宮 城 06 福 島 07 新 潟 08 長 野 09 東 京 10  
神奈川 11 千 葉 12 埼 玉 13 茨 城 14 栃 木 15  
群 馬 16 静 岡 18 岐 阜 19 愛 知 20 三 重 21  
京 都 22 滋 賀 23 奈 良 24 大 阪 25 和歌山 26  
兵 庫 27 富 山 28 福 井 29 石 川 30 岡 山 31  
島 根 32 山 口 33 鳥 取 34 広 島 35 香 川 36  
徳 島 37 愛 媛 38 高 知 39 福 岡 40 佐 賀 41  
長 崎 42 熊 本 43 大 分 44 宮 崎 45 鹿 児 島 46  
沖 縄 47 小笠原 48 沖ノ島 49 南島 50

1701 甲府市 1702 富士吉田市 1704 都留市  
1705 山梨市 1706 大月市 1707 韮崎市 1708 南アルプス市  
1709 北杜市 1710 甲斐市 1711 笛吹市 1712 上野原市  
1713 甲州市 1714 中央市

17002 北都留郡 17003 中巨摩郡 17004 西八代郡  
17007 南巨摩郡 17008 南都留郡